

議案第四号

旭西地区湯谷工区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年舊月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十五日現在の地番による。）
大字湯谷字檜木前	大字湯谷字檜木前のうち四八の一の一部、四八の二、四八の三、四九の一の一部、四九の二、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一、七二の二、七三、七四、七五の一から七五の三まで、七六の一、七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字上湯谷二一〇の四、二二一の一の一部、二二二の一部、二二三の三、二二四の二及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字村通	大字湯谷字檜木前四八の一の一部、四八の二、四八の三、四九の一の一部、四九の二、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一、七二の二、七三の一部、七四の一部、七五の一から七五の三まで、七六の一、七六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字村通の全域 大字湯谷字村前通二〇三の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字折幡田	大字湯谷字折幡田のうち一五四の一部、一五六から一五九までの一部、一六九の一の一部、一六九の二、一七〇の一の一部、一七〇の二、一七四の一の一部、一七四の二、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一、一七三、一七七と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字湯谷字築山二七八の一の一部、二七八の六の一部、二七九の三の一部、二八〇から二八二まで、二八三の一部、二八九の二の一部、三〇七の一部、三〇八、

	三〇九の一部、三一五から三一七までの一部、三一八から三二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下土井三二一の一部、三二二の一部、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字青木三六五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字湯谷字村前通	大字湯谷字檜木前七一のの一部、七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字折橋田一六九のの一部、一六九の二、一七〇のの一部、一七〇の二、一七四のの一部、一七四の二、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一、一七三、一七七と一体をなす国有地の一部 大字湯谷字村前通のうち二〇三の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字上湯谷二〇五から二〇七まで、二〇八の一、二〇九の三、二一一のの一部、二一二のの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字西河原二六三のの一部、二六七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字築山二七二のの一部、二七二のの一部、二七三から二七五まで、二七六の六、二七六の七、二七八のの一から二七八の三までのの一部、二七九の一、二七九の二、二七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字湯谷字上湯谷	大字湯谷字上湯谷のうち二〇五から二〇七まで、二〇八の一、二〇九の三、二一〇の四、二一一の一、二一二、二一三の三、二一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字西河原	大字湯谷字西河原のうち二六三の一、二六七の三、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字築山	大字湯谷字西河原二六三の一の一部、二六七の三の一部、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字築山のうち二七一の一部、二七二の一部、二七三から二七五まで、二七六の六、二七六の七、二七八の一から二七八の三までの一部、二七八の六の一部、二七九の一から二七九の三まで、二八〇から二八二まで、二八三の一部、二八九の二の一部、二九五の二、二九六から二九九まで、三〇〇の二、三〇二の三、三〇三の四、三〇三の二、三〇四から三一〇まで、三一一の二、三一一五から三二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字湯谷字下土井	大字湯谷字築山二九五の二、二九六から二九九まで、三〇〇の二、三〇二の三、三〇二の四、三〇三の二、三〇四から三〇六まで、三〇七の一部、三〇九の一部、三一〇、三一一の二、三一五から三一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下土井のうち三二一から三二六まで、三二七の一部、三二八の一の一部、三二八の二の一部、三三一から三三三までの一部、三四六の一の一部、三四七の四の一部、三四八、三四九の一の一部、三四九の二の一部及びこれらと一体をなす

	す国有地以外の区域
大字湯谷字青木	大字湯谷字新田一五四の一部、一五六から一五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下土井三二一の一部、三二二の一部、三二三から三二六まで、三二七の一部、三二八の一部、三二八の二の一部、三三一から三三三までの一部、三四六の一部、三四七の四の一部、三四八、三四九の二の一部、三四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字青木のうち三六五の一部、三七六の一部、四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四の一部、四〇五の二の一部、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字下河原四〇七の一から四〇七の三までの一部、四〇八の三の一部、四〇八の四の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字茶ヶ谷四六七の五
大字湯谷字下河原	大字湯谷字青木四〇二の二の一部、四〇三の二の一部、四〇四の一部、四〇五の一部、四〇五の二の一部、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下河原のうち四〇七の一から四〇七の三までの一部、四〇八の三の一部、四〇八の四の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

	大字湯谷字平イ谷	大字湯谷字茶ヶ谷
大字湯谷字平イ谷四六四及びこれと一体をなす国有地	大字湯谷字平イ谷のうち四六四及びこれと一体をなす国有地以外の区域	大字湯谷字茶ヶ谷のうち四六七の五以外の区域